

人権と家族

国連は、国際家族年である1994年の行事の先頭に立って行動している。国際家族年の原則の一つは、家族は国ごとに、また各国社会内で、様々な形態と機能があることである。

個人と家族が誇りとする伝統と遺産を保つため奮闘している一方、多くの人々にとって生活の最も著しい特徴は変化である。世界中で家族は、社会変化、経済問題、および近代化と開発の圧力によって、絶え間ない変化を経験してきた。

多くの国際的法律文書における家族への言及は、この社会構造に対する国連加盟諸国の継続的な関心と尊重を反映している。これらの法制度が発展するにつれて、それは人権の促進と既存の伝統の尊重とのバランスをとり、家族成員の個人の権利を守りながら制度としての家族を保護してきた。

多くの国際的法律文書が家族に言及している。世界人権宣言(1948年)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(1966年)、市民的および政治的権利に関する国際規約(1966年)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979年)、宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言(1981年)、児童の権利に関する条約(1989年)、およびその他の多くの法律文書である。この小論は、主要な国際的法的文書に見い出される家族に関する基本的規定の一部を検討する。

家族の機能

1948年に世界人権宣言が国連総会により採択されて以降、家族は国際法において認識されてきた。同宣言によれば、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって」(第16条3)、「成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する」(第16条1)。

家族は社会における機能、例えば経済単位としての家族の機能によって説明してきた。世界人権宣言は、「すべて人は、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己および家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」(第25条1)と述べている。「失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力」によりこの権利が保証されない場合は、社会保障を受ける権利が保証されなければならない(第25条1)。

さらに、ある者が無国籍者または難民である場合にも、家族的責任に関する社会保障に

に対するその者の権利は保証されなければならない（難民の地位に関する条約第24条1（b）、無国籍者の地位に関する条約第24条1）。

出産と育児は、家族のもう一つの重要な機能と見なされてきた。親の基本的権利の一つは、何人の子を、いつもうけるかを決定することである。1968年にテヘランで開催された国際人権会議において採択されたテヘラン宣言は、「親は子の数および出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する基本的人権を有する」と述べている（第16節）。

家族と子供

国際的法律文書は子どもにも焦点を合わせており、子どもは「その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境において、幸福、愛および理解のある環境において、成育すべきである」（児童の権利条約、前文第6節）としている。さらに、「すべて児童は…その家族、社会および国家の一員である未成年者としての身分により必要とされる保護措置を受ける権利を有するものとする」（第24条1）。

家族が子どもの成長におけるこの役割を引き受けるのを支援するため、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約は、「できる限り広範な保護および援助が、…特に、家族の形成のためにならびに扶養児童の養育および教育について責任を有する間に、与えられるべきである」（第10条1）と述べている。国内および国際的な里親縁組と養子縁組に特に関連する児童の保護と福祉についての社会的および法的原則に関する宣言では、「児童福祉は良好な家族福祉に基づく」（第2条）。

子どもがその家族からこうした援助を得られない場合、「社会と公共機関は、家族のない児童および十分な援助手段をもたない者に対し特別に配慮する義務を有する」と、児童の権利宣言は述べている（原則6）。子どもが難民と考えられる場合、国は所管機関と協力し、「このような児童を保護し援助し、その家族との再結合に必要な情報を得るため、難民児童の親またはその他の家族成員を追跡するものとする」（児童の権利条約、第22条2）。

家族と教育

国際的法律文書は、伝統文化と宗教の伝達を含め、家族が教育において演じる役割を強調している。宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言は、「児童の親または場合により法的後見人は、その宗教または信条に従って、また、児童がそのように養育されるべきだと自ら考える道徳教育に留意して、家族生活を組織する

権利を有する」と述べている（第5条1）。

家族はまた、広い視野で子どもを教育することも期待されている。青年における平和の理想、相互尊重および理解の促進に関する宣言は、「青年を教育するうえでの主要目的は、より高度な道徳的資質を得て、平和、自由、全男女の威厳と平等の高い理想を深く抱き、人類とその創造的達成に対する尊敬と愛情を抱くように、そのあらゆる才能を開発し訓練することである。この目的のため、家族が演じるべき重要な役割がある」（原則VI、第1節）と述べている。

子どもに関する家族の役割は、福祉と教育の提供に限られない。少年裁判の運営のための国連標準最低限規則——「北京規則」とも呼ばれる——は、家族は、「少年の福祉を促進し、法律に基づく干渉の必要性を減少させ、また、法に抵触する少年に効果的、公正、かつ人間的に対処するための」資源の一つであると述べている（1.3）。法律違反が生じたならば、「その法律違反が深刻な性質のものでない場合、ならびに家族、学校またはその他の非公式な社会的監督機関が適切かつ建設的な方法ですでに対応している場合または対応する見込みが高い場合には」（注釈11）、ダイバージョンまたは不干渉が望ましい対応であると考えられる。同規則はまた、「親からの児童の別離」を「最終的手段」としてのみ要求している（注釈18）。いかなる場合にも、家族単位の中での少年の更生が最も望ましいと考えられる（25.1）。

制度としての家族の保護

これらの機能に基づいて、家族は保護の対象であり、あらゆる種類の外的干渉と差別を免れるべき制度であると考えられてきた。世界人権宣言は、「何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉されることはない」と述べている（第12条）。また、「人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」（同上）。

しかしながら、最近の法律は、伝統的家族形態の一部は必ずしも全家族成員に基本的人権を保証していないことを認識している。原則として、世界人権宣言は、成年の男女は、「婚姻中およびその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する」と述べている（第16条1）。だが、1962年の婚姻の承諾、婚姻下限年齢および婚姻登録に関する条約は、「結婚と家族に関する一部の慣習、古い法律および慣行は、国連憲章および世界人権宣言に規定さ

れている原則と矛盾していた」ことを認めている（前文第3節）。

女性と家族

さらに、1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、女性に対する差別は、「社会および家族の繁栄の増進を阻害する」と繰り返さなければならなかった（前文第7節）。同条約は、「家族の福祉に対する女子の大きな貢献」に言及し、「子の養育には男女および社会全体が共に責任を負うことが必要である」と規定している（前文第3節）。同条約はまた、「社会および家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」と述べている（第14節）。制度としての家族は、それゆえ家族成員の個人の権利とのバランスを保つことを必要としている。

家族的責任は家族外での差別を生じさせてはならない、と国際労働機関（ILO）の、雇用および職業についての差別に関する条約第111号は述べている。1958年の同条約は、「性別、年齢、心身障害、家族的責任、もしくは社会的または文化的地位などの理由により、特別の保護または援助を必要とすると一般的に認識されている者の特定の必要事項を満たすために設けられるその他の特別措置は、差別と見なしてはならない」と述べている（第5条2）。

個人と家族

個人とその家族との密接な関係は、時には特別な考慮を必要とする。犯罪および権力濫用の被害者のための正義の基本的原則宣言（第2節）によれば、刑事裁判では「“被害者”という用語は…適切な場合には、直接的“被害者”的直系家族または扶養家族を含む」。一方、「加害者と被害者の家族関係にかかわりなく…ある者が被害者と考えられることがある」（同上）。

家族を基本的人権として認識するに当たって、囚人の待遇のための標準最低限規則は、囚人は家族と通信し、家族の訪問を受け、自己の投獄または移送を家族に連絡する権利を有する、と述べている（第37節および第44節）。

基本的人権と家族

国際法において、家族は様々な分脈で言及されてきた。このことは、家族の概念——その役割と機能——が長年にわたって変化してきたことを示している。しかしながら、家族、

家族成員と社会と国家からの十分な援助による家族の福祉および機能に関する焦点は、基本的人権を達成する依然として重要な部分である。これらの権利は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国籍または社会的背景、財産、出生もしくはその他の身分にかかわりなく、あらゆる人々に与えられている。今日の文化的および経済的に多様な世界において、これらの権利の実現は、人々の自由な同意および人権と家族の関係に対する理解に基づいた国際協力を必要としている。

国際的法律文書における家族への言及

家族に関するいくつかの重要な条項が、1948年以降国際社会により採択された以下の宣言および条約に見られる。

世界人権宣言、1948年、第12条、第16条（1）、第16条（3）、および第25条（1）。

難民の地位に関する条約、1951年、第24条（1 b）。

無国籍者の地位に関する条約、1954年、第24条（1）。

囚人の待遇のための標準最低限規則、1955年、第37節および第44節。

児童の権利宣言、1959年、原則6。

青年における平和の理想、相互尊重および理解の促進に関する宣言、1965年、原則VI、第1節。

婚姻の承諾、婚姻下限年齢および婚姻登録に関する条約、1962年、前文第3節。

市民的および政治的権利に関する国際規約、1966年、第23条（1）、および第24条（1）。

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、1966年、第10条（1）。

テヘランでの国際人権会議において採択されたテヘラン宣言、1968年、第16節。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、1979年、前文第7節、第13節、第14節、および第16条1（e）。

宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言、1981年、第5条（1）。

少年裁判の運営のための国連標準最低限規則（「北京規則」）、1985年、原則1（1）、および原則1（3）。

犯罪および権力濫用の被害者のための正義の基本的原則宣言、1985年、第2節、第3節、第6節（d）、第8節、および第12節（b）。

国内および国際的な里親縁組と養子縁組に特に関連する児童の保護と福祉についての社会的および法的原則に関する宣言、1986年、第2条。

児童の権利に関する条約、1989年、前文第6節、および第22条（2）。